

## 令和8年度白石市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

### 1. 事業の目的

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼稚教区・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件をと会わず時間帯等で柔軟に利用できる新たな事業として創設され、令和8年度以降、全国の自治体で本格実施となります。白石市内でこの事業を実施、運営するには、本市の認可を受ける必要があります。

### 2. 事業開始日 令和8年4月1日（水）

### 3. 対象事業者

令和8年度中に白石市内において本事業を開始する事業者であって次に掲げる施設等を運営している法人

- ①認可保育所
- ②認定こども園

### 4. 対象者

以下の要件を全て満たす子どもとする。

- ①0歳6か月から満3歳未満であること。
- ②保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、企業主導型保育施設を利用していないこと。

### 5. 利用可能時間 こども1人当たり月10時間

## 6. 事業概要

### (1) 実施方法

- ・一般型：定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。
- ・余裕活用型：保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う。

※保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所で本事業を実施する場合は一般型・余裕活用型のいずれも実施可能。それ以外の施設で本事業を実施する場合は、一般型での実施となる。

### (2) 利用方法

- ・定期利用：利用する曜日や時間帯を固定し、特定の事業所を定期的に利用する方法。
- ・柔軟利用：利用する事業所、月、曜日、時間帯を固定せず、柔軟に利用する方法。

※定期利用又は柔軟利用のいずれかに限定して実施することを可能とする。

### (3) 開所日・開所時間等

開所日及び開所時間は事業者において定めることとする。ただし、原則、以下の条件を満たすよう設定すること。

①定期利用の場合、こども1人当たり月に10時間の利用可能枠を確保すること。

②こども1人につき、1回の利用時間を連続した2時間以上とすること。

※30分単位での時間設定を可能とする。

### (4) 食事の提供

食事の有無や提供方法は事業者において定めることとする。

### (5) 利用料等

1時間当たりの利用料については、300円を基本とします。その他、日用品・文房具の購入に要する費用、食事の提供に要する費用等、乳児等通園支援事業を提供する便宜に要する費用の額の支払を保護者から受けることができる。

## 7. 利用定員

本事業を実施するために、0歳児、1歳児、2歳児ごとに定員（任意の一時点において受入可能な最大人数）を設定すること。なお、児童の年齢については、当該年度の4月1日時点（0歳については出生の時点）の満年齢によることとする。なお、施設の状況により、受入年齢を限定することを可能とする。

## 8. 認可の流れ

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可をする際には、あらかじめ白石市子ども・子育て会議等の意見を聴取します。

そのため、令和8年度に事業の実施を希望される場合はあらかじめご連絡ください。

### 【参考スケジュール】（令和8年4月1日事業開始予定）

令和8年2月中旬：認可、確認申請書の提出

令和8年2月下旬：白石市子ども・子育て会議での意見聴取

令和8年3月中旬：白石市定例教育委員会での意見聴取

令和8年3月下旬：事業認可

令和8年4月1日：事業開始

## 9. その他留意事項

内容については、今後国からの通知により変更になる可能性がある。変更等があれば随時情報提供する。